

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月30日（火）午後2時00分から午後2時27分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（17人）

松本吉充
松田浩一郎
萩本一浩
鞍本敏男
有馬日夫
笛岡健一
矢鉢次義
内田孝光
木村秀子
橋本一郎
平野英明
上原誠
本田友治
吉永安圭美
黒田浩一郎
松田林一
湯治裕子

4. 欠席委員（2人）

湯野和也
宮本光次郎

5. 出席推進委員（22人）

吉田和功
本田あゆ子
廣瀬範明
中西千代志
井戸繁夫
益田知明
澤野豊美
川上貴博
山崎嘉智
石田雄一
西田ちみ子
杉山秀治
梶田浩二
久保田幸男

草原光雄
宮崎修
村田裕之
今村初幸
金水光
宮山卓也
岩村広人

6. 議事日程

- 第1 議案第27号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第28号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第29号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第30号 農用地利用集積等促進計画について
- 第5 議案第31号 非農地証明願について

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本 光明
係長	井上 真由美
主幹	小山 貴晴
参事	泉 正裕
主事	斎藤 明日香
主事	橋本 周斎

8. 会議の概要

事務局長	総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。 ご発言につきましては、会場の正面に設置しております演台の場所にてお願いします。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いします。それでは、ただいまから9月の総会を開会したいと思います。本日は、湯野委員と宮本委員から欠席の連絡が入っています。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願ひいたします。
議長	皆さん、こんにちは。 それでは、9月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。最初に、本日の議事録署名委員を指名します。13番 黒田 浩一郎委員、14番 吉永 安圭美委員にお願いいたします。都合によりまして順番を入れ替えたいと思います。まず初めに農地法4条の方からいきたいと思います。議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局	議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページのとおり付議いたします。今月の申請は2件で、農地転用許可の農地区分及び立地基準は、議案書記載のとおりです。なお、1番及び2番の案件は無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。それでは、ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします
	1番、八千肥。
推進委員	八千肥地区担当の中西です。申請番号1番について説明します。申請地は大村町の〇〇〇〇〇〇の東側にあたり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇として利用されている農地で、転用許可を受けていないことが判明したため、今回の申請になりました。無断転用のため、始末書が添付してあります。審議お願ひします。
議長	2番、金剛。
農業委員	金剛担当の木村です。申請番号2番について説明します。場所は〇〇〇を渡り、〇〇〇〇〇〇から右折△キロメートル行ったところにあります。そこにある一部が農地のままであったことが分かり、今回申請にいたりました。無断転用のため書類が添付しております。審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。 以上の案件につきまして皆様から、ご質問、ご意見ございませんでしょうか (質問、意見なし) 異議がなければ挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手全員ということで認めることと致します。よって申請を許可いたします。
	議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明を

事務局

お願いします。

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページから6ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が7件、賃貸借権設定が1件の合計の8件です。農地区分及び立地基準は議案書記載のとおりです。4ページをお願いします。1番の案件は第1種農地に区分されますが、農業従事者の、就業機会の増大に寄与する施設で、本市との雇用協定書が添付されており、代替地についても検討済みで、不許可の例外規定に該当し、許可是可能と判断しました。また本案件と6番、7番の案件は無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなど、すべての案件が許可是可能と判断いたしました。それでは、ご審議方よろしくお願ひいたします。

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

議長

1番、郡築。

推進委員

郡築担当の廣瀬です。申請番号1番について説明します。9月25日、松本農業委員、吉田、本田推進委員と申請地の確認を行いました。申請地は、○○の矢端まで行った□□□の手前にあり、南に○○○○、西に道路、多方が住宅に囲まれた所 있습니다。渡人は以前、不動産業を営んでおり後に造園業を始めるにあたり、自宅の後ろにあった農地を埋め立て、樹木の仮設や資材置き場として使用していました。高齢により、農地と住宅の関係が悪くなり、以前より転用先を探していく今回の申請となりました。受け人は○○○で○○○○○○○を行っており、物流面、資材調達面において南九州の拠点として八代は好条件だったため今回の申請となりました。周囲には農地はなく影響はないものと考えます。なお申請地は以前より無断転用されており、始末書が添付されております。審議方よろしくお願ひします。

議長

2番、太田郷。

推進委員

太田郷・代陽地区担当の益田です。申請番号2番について説明します。9月25日、有馬農業委員と申請地の確認を行いました。申請番号2番は、○○○駅より北へ△△キロメートル先に位置します。転用の農地は○○○○に近く、近隣に生活に便利な施設があり、この地域に住居希望者が増加傾向にあるため、申請地に建売住宅を建設する計画です。周辺農地へも日照排水等にも影響を及ぼす事はないと思います。以上、申請番号2番について地元の担当として、何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長	3番、麦島。
推進委員	<p>植柳・麦島地区担当の川上です。申請番号3番、4番続けて説明します。9月25日、矢鉢農業委員と申請地の確認を行いました。3番の転用目的は、現在設置されている〇〇〇〇〇〇を、△△△メートルほど東側へ行った先の申請地へ移設すると言う事です。申請地に隣接する農地に日陰は生じず、日照等に影響はなく、何ら問題はないと考えられます。次に4番の転用目的は、個人住宅を建築したいと言う事です。申請地は、住宅や道路に囲まれていて周辺に農地はなく、何ら問題はないと考えられます。以上2案件ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	5番、金剛。
農業委員	<p>金剛担当の木村です。申請番号5番、6番続けて説明します。申請番号5番は、新しくできた〇〇〇〇を下り、渡り切った左側にあります。現在、農地は耕作しておらず、周辺道路も整備され住宅もたくさんあり、何ら問題はないと思います。続きまして申請番号6番について説明します。場所は南川橋を渡り△△△△△△△を右折、△キロメートル行った所にあります。北側は住宅、南側は空き地になっており、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	7番、日奈久
農業委員	<p>日奈久担当の橋本です。申請番号7番について説明いたします。9月26日、杉本推進員立ち合いの下、聞き取り調査、現地確認してきました。場所は〇〇〇〇〇〇より東へ△△△メートルのところにあります。申請地の北側には〇〇川が流れしており、幼少期の教育の一環として、ここで学童、園児に自然と触れ合わせ川遊びを取り入れたいと言う計画されています。また、倉庫2棟が建っており、休憩所と備品倉庫として使用されるそうです。今回の申請で無断転用が判明いたしましたので、始末書が添付されています。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	8番、千丁
推進委員	<p>千丁担当の久保田です。申請番号8番について説明します。9月23日、上原委員と申請地の確認を行いました。申請人は、不動産仲介事業を営んでおり、申請地は、学校や公共機関等の近くにあり、住居希望者が増加傾向にあり、住宅供給のため買い受けて建売住宅を販売したく申請にいたりました。申請地は〇〇〇〇〇〇から北へ、〇〇を△△△メートル進んだ西の方にあります。回りを住宅に囲まれており、何ら問題ないと考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることと致します。よって申請を許可いたします。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから2ページのとおり付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が4件、贈与による取得が2件ありました。地目は、田 33,358平方メートル、計 33,358平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千肥

推進委員

八千肥地区担当の中西です。申請番号1番から3番について説明します。

1番、申請地は古閑浜町、○○○○○○○○○○○○の東側にあたり、現況は荒地状態の農地で出し手の□□さんの農地の進入路がないため、受け手の○○さんが農地を取得されることとなりました。何ら問題はないと思います。2番と3番は隣接した農地なので、一緒に説明します。申請地は、古閑浜町の□□□□□□□□□の東側にあたり、現況、受け手の○○さんが農地を借りて水稻を耕作されている農地で、出し手の○○さんと○○さんが農業をされないため、○○さんが取得されることになりました。なお農地への入り口が狭いため、車の駐車場兼農機具の進入路として少し造成されていますが、何ら問題はないと思います。

審議お願いします。

議長

4番、龍峯

農業委員

龍峯地区担当の笹岡です。申請番号4番について説明します。9月23日に岡崎推進委員と現地調査を行いました。現地は□□□□の北側にあります。譲り受け人

は、現在、水稻、露地野菜をつくられています。今回の申請は、所有する農地に隣接する農地を譲り受け、営農を拡大するところであります。周辺の農地への影響はなく、何ら問題はないと考えます。ご審議方よろしくおねがいします。

議長 5番、鏡。

鏡地区担当の村田です。申請番号5番についてご説明します。9月22日、本田会長と現地確認してきました。譲り渡し人と譲り受け人は親子の関係であり、譲り受け人は水稻だけを作付けされ、意欲的に農業に取り組んでおられます。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 6番、東陽。

東陽地区担当の宮山です。申請番号6番について説明したいと思います。9月24日、黒田委員と現地を確認しに行きました。農地は東陽町○○○○より南へ△キロメートル行ったところの左になります。受け人は積極的に営農されており、隣接する耕作放棄地の農地を借りて、経営の拡大をしたいと言う事です。地元としても何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることと致します。よって申請を許可いたします。

議案第30号 農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第30号 農用地利用集積等促進計画について、議案書7ページから20ページのとおり付議いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構に対して、農用地利用集積等促進計画を作成することを要請するというものです。今回の案件は、賃貸借は、一括契約が17件、再配分が3件、所有権移転は、機構買入が3件、機構売渡が6件です。農地につきましては、議案書記載のとおりです。また、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。なお、所有権の移転を受ける者につきましては、農業を担う者に位置付け済

み又は位置づけ予定であることから、地域計画の達成に資することとなると考えます。なお、この基盤強化法及び中間管理法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願ひいたします。来月の、熊本県農業公社との、農地の所有権移転は、10月7日（火曜日）及び10月8日（水曜日）に実施いたします。関係する地区は沖町、鏡町内田、鏡町宝出、鏡町両出、鏡町北新地、鏡町下村です。地区的委員さんにおかれましては、ご出席いただきますよう、よろしくお願ひいたします。議案第30号の説明につきましては、以上です

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第31号、非農地証明願について、事務局より、説明をお願いします。

事務局

議案第31号 非農地証明願について、議案書 21ページのとおり付議します。今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。申請地は、長年にわたり、管理が適切に行われていない管理不全土地ですが、今般、地目が畠であることが判明しました。現地は、雑種地の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、9月9日と17日に、高田地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから、説明をお願いします。

1番、高田。

推進委員

担当委員の山崎です。

先程、事務局から説明がありました通り、9月9日農業委員、9月17日、私と事務局職員で、それぞれ現地調査を行いました。現地は雑種地の様相を呈しており、非農地として何ら問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条 第1項に規定する農地に該当しないため証明書を交付する事に決定致します。

事務局長

本日、予定の議案はすべて終了しました。今月は、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、報告します。これをもちまして、9月の八代市農業委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和7年9月31日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員